

令和7年3月11日

大阪府所轄学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

「学校法人会計基準の処理標準」の一部改正について（通知）

日頃から本府の私学行政の推進に御協力をいただき、お礼申し上げます。

令和7年4月1日付けで施行される改正私立学校法において、ガバナンス強化の観点から学校法人会計基準の法令上の位置付けが変更されたことに伴い、同基準の一部改正等について、別添のとおり、令和6年9月30日付け6文科高第1045号により文部科学省高等教育局私学部長から通知がありました。

これに伴い、(別紙)に示す内容に基づき本府が定める「学校法人会計基準の処理標準」の一部を改正し、改正後の同処理標準を令和7年度以降の学校法人会計について適用しますので通知します。

つきましては、同年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類等の作成にあたり、「学校法人会計基準の処理標準（令和7年3月）」の内容に基づき御対応くださいますようお願いいたします。

<担当>

大阪府教育庁私学課

総務・専各振興グループ

TEL: 06-6210-9272 (ダイヤルイン)

E-mail: shigakudaigaku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

小中高振興グループ

TEL: 06-6210-9275 (ダイヤルイン)

E-mail: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

幼稚園振興グループ

TEL: 06-6210-9276 (ダイヤルイン)

E-mail: shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp